

# 平成27年中に親族から贈与を受けた方は まずはこちらをご覧ください

直系尊属から贈与を受けた場合には贈与税の税率の特例を適用する場合があります。次の設問に該当する場合はチェックを付してください。

贈与を受けた方の年齢は、平成27年1月1日現在において20歳以上ですか。

チェック

平成27年中に贈与を受けた財産の価額の合計は、410万1,000円以上ですか。

チェック

贈与を受けた財産の中に直系尊属（父母や祖父母など）から贈与を受けたものがありますか。

チェック

平成27年中に贈与を受けた直系尊属から、平成26年以前に贈与を受けた場合において、その贈与に相続時精算課税制度を適用して贈与税の申告をしていませんか。

申告していない場合は→  
チェック

申告に当たって、①相続時精算課税制度、②配偶者からの贈与の特例、③住宅取得の際の贈与税の特例のいずれも適用しませんか。

適用しない場合は→  
チェック

全ての項目にチェックがついたら特例税率を適用するんだゾウ。

戸籍謄本を忘れないゾウ



## 制度の概要

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算に当たっては、下記の贈与税の速算表「特例税率」欄により計算します。

贈与税（暦年課税）の速算表（平成27年1月1日以後）

基礎控除(110万円)後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	-	10%	-
300万円以下の金額	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円		
600万円以下の金額	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下の金額	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下の金額	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下の金額	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

特例税率の適用を受けるためには、贈与税の申告書に本特例の適用を受ける旨を記載し、贈与税の額の計算に関する明細書及び贈与により財産を取得した者の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名、生年月日並びにその者は当該贈与した者の直系尊属に該当することを証する書面を添付する必要があります。

①から③の特例等を適用した場合でも、一定の場合には贈与税の税率の特例を適用できる場合があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

### 全ての項目にチェックがついた場合

あなたは、贈与税の税率の特例を適用して贈与税の額を計算することとなります。

直系尊属の証明のために

# 戸籍謄本等の提出が 必要です。